

『雇用保険マルチジョブホルダー制度』のお知らせ

1. 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

令和4年1月1日から始まる65歳以上のダブルワークをしている方向けの雇用保険の拡大制度です。

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ、31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して下記要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

2. 適用対象者

- ・複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
 - ・2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
 - ・2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること
- これら3つの条件を全て満たしていることが適用対象者の条件です。

3. 手続きを進めるうえでのポイント

この制度の手続きを進めるうえでのポイントは1. この手続きは本人の申出により手続きをすること、2. 一つの事業所で週20時間以上勤務なら、ダブルワークしていてもその事業所で雇用保険加入する、3. 提出先は本人管轄のハローワークにて本人が手続きを行う（死亡退職のみ例外的に事業主）、4. 事業主は作成届出を行うのではなく添付資料の準備が必要、5. マルチ高年齢被保険者は全ての加入している事業所で雇用保険料徴収の必要あり、といった5点となります。従来の手続きと大きく異なり注意が必要です。

4. お問い合わせ

制度の概要、対応方法等ご質問がありましたら、ご遠慮なく下記までお問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

株式会社パイン総合研究所 アウトソーシング本部 OS業務グループ

TEL 03-5214-0211 / FAX 03-5214-1010 / E-mail os@per-in.co.jp